

別表3

維持管理基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1 アルキル水銀	検出されないこと	昭和46.環告第59号付表2
2 総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46.環告第59号付表1
3 カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。） K0102の55.2、55.3又は55.4
4 鉛	0.01 mg/L以下	規格 K0102の54
5 六価クロム	0.05 mg/L以下	規格 K0102の65.2（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い資料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
6 砒素	0.01 mg/L以下	規格 K0102の61.2、61.3又は61.4
7 全シアン	検出されないこと	規格 K0102の38.1.2及び38.2、規格 K0102の38.1.2及び38.3又は規格 K0102の38.1.2及び38.5
8 ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	昭和46.環告第59号付表3
9 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
10 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
11 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2
12 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2
15 1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量が0.04 mg/L以下	シス体 規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2 トランス体 規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1
19 チウラム	0.006 mg/L以下	昭和46.環告第59号付表4
20 シマジン	0.003 mg/L以下	昭和46.環告第59号付表5の第1又は第2
21 チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	昭和46.環告第59号付表5の第1又は第2
22 ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2
23 セレン	0.01 mg/L以下	規格 K0102の67.2、67.3又は67.4
24 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	昭和46.環告第59号付表7
25 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下	平成9.環告第10号付表

備考1 本表は、共同命令第3条に基づく、平成10年6月16日付け環・厚告1「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」第3号から第5号までの規定において引用する平成9年3月13日付け環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（本表では「平成9.環告第10号」という。）に基づいた。

2 「昭和46.環告第59号」とは、昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。